

## 私立学校の振興に関する行政評価・監視 - 高等教育機関を中心として - の勧告に伴う改善措置状況（その後）の概要

### 〔調査の実施時期等〕

- 1 実施時期 平成 13 年 8 月～14 年 12 月
- 2 調査対象機関 文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団、学校法人(87)、私立大学(63)  
私立短期大学(32)、関係団体等

〔勧告日及び勧告先〕 平成 14 年 12 月 17 日 文部科学省に対し勧告

〔回答年月日〕 平成 15 年 7 月 7 日

〔その後の改善措置状況に係る回答年月日〕 平成 16 年 8 月 12 日

### 〔評価・監視の背景事情等〕

我が国の私立の大学及び短期大学は、在学する学生数及びその割合が、平成 14 年 5 月現在、大学で約 201 万人、73.8 パーセント、短期大学で約 24 万人、90.8 パーセントを占め、高等教育機関の中で大きな役割を担う。一方、少子化による教育対象人口の急減に伴う厳しい経営環境への対応が課題

国は、私立学校振興助成法（昭和 50 年法律第 61 号）の趣旨に沿って、私立大学等を設置する学校法人に対し、日本私立学校振興・共済事業団（以下「私学事業団」という。）を通じるなどして経常費補助金（平成 14 年度予算約 3,200 億円）を交付するなど各種振興方策を実施

私立大学等においては、役員の選任や理事会等の開催等について、私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）等の規定に基づき、適正な管理運営を行うことが必要

「規制改革推進 3 か年計画」（平成 13 年 3 月 30 日閣議決定、同計画改定平成 14 年 3 月 29 日閣議決定）を踏まえ、平成 14 年 11 月、第 155 回国会において第三者認証評価制度の導入等を内容とする学校教育法の一部を改正する法律が成立

この行政評価・監視は、このような状況を踏まえ、私立大学等について、私学助成事業等の実施状況、学校法人の運営状況、財務状況の公開及び自己点検・評価等の実施状況、視学委員の任命・活動状況等を調査し、関係行政の改善に資するため実施

主 な 勧 告 事 項	文部科学省が講じた改善措置状況
<p>1 私学助成事業等の実施状況 日本私立学校振興・共済事業団が行う経常費補助金の配分の適正化 (勧告)</p> <p>日本私立学校振興・共済事業団(以下「私学事業団」という。)に対し、次の事項について指導する必要がある。</p> <p>翌年度繰越消費収入超過額(以下「収入超過額」という。)による減額調整については、多額な収入超過額を計上するなど経営の健全性が十分確保されている学校法人が設置している私立大学等について、一般補助を更に大幅に減額する方向で見直すこと。</p> <p>収容定員充足率に係る不交付要件の特例措置については、不交付要件を設けた趣旨等を踏まえ、交付対象となる範囲を縮小する方向で見直すこと。</p> <p>(説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>私学事業団は、一般補助の配分を重点的に行うため、収入超過額(企業会計における利益剰余金に相当するもの)の保有状況により減額調整を実施</li> <li>当該学部等における全学年の収容定員に対する在籍学生数の割合(以下「収容定員充足率」という。)が50パーセント以下の場合、補助目的を達成することが期待し難いとして一般補助が原則として交付されないが、例えば当該学部等における当該補助年度の5月1日現在の第一学年の入学定員に対する入学者数の割合(入学定員充足率)等が50パーセントを超えるなどの場合には、一般補助を継続して特例交付(時限措置なし)</li> </ul> <p>調査した87学校法人(68大学法人、19短期大学法人)のうち、減額調整の対象となる3億円以上の収入超過額を計上しているのは、33法人(収入超過総額2,209億円)。33法人に対し平成12年度に計71億円の一般補助金を交付</p> <p>33法人のうち )収入超過額が50億円以上100億円未満は9法人、 )同100億円以上は4法人。この中には566億円にも上る多額な収入超過額を計上する法人あり(同法人の収入超過額は、仮に在籍学生数が半減し、</p>	<div data-bbox="1400 183 2065 300" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>:「回答」時に確認した改善措置状況</p> <p>:「その後の回答」時に確認した改善措置状況</p> </div> <p>私学事業団は、従来、収入超過額が3億円以上の学校法人に対し、一般補助の交付額の算定に用いる調整係数のうち調整係数C(学生納付金収入に対する教育研究経費支出等の割合)の配点(標準配点50点)を減点することにより、一般補助の減額調整を行っており、平成14年度においては、収入超過額の額に応じ、最大で15点の減点を行うこととしていた。</p> <p>文部科学省は、今回の勧告を踏まえ、私学事業団に対し、平成15年度以降更に大幅に減額するよう見直しを行い、16年度の配分においては、最大で100点の減点を、調整係数Cだけでなくすべての調整係数(調整係数A、同B、同C)の合計点(標準配点100点)から行うよう指導</p> <p>私学事業団は、平成15年度の一般補助の配分においては、翌年度繰越消費収入繰越額が200億円以上の学校法人に係る調整係数の減点幅を大幅に拡大し、収入超過額が500億円以上の場合、最大で、調整係数(A、B、C)の合計点(標準配点100点)から50点の減点を行った。これに伴い、補正区分についても、6段階から10段階に改めた。</p> <p>私学事業団は、平成16年度の配分においては、更に大幅な減額調整を行うべく、調整係数の合計点から最大100点を減点することとしており、私学事業団から各学校法人に対し、周知済みである。また、このことについては、平成16年5月19日から6月8日にかけて全国6会場で開催された「平成16年度私立大学等経常費補助金事務研修会」においても、周知を徹底</p> <p>従来、収容定員充足率に係る一般補助の不交付要件の特例措置として、 )当該学部等の入学定員充足率等が50パーセント超であること、 )教育研究条件の向上のための自主的努力を行っていること、 )大学等の財務状況について公表していること等の要件を満たしているも</p>

主 な 勧 告 事 項	文部科学省が講じた改善措置状況
<p>一般補助の不交付の状況等が続いても20年以上学校運営が可能な額) 同法人に対しても、約5億円の一般補助を交付</p> <p>調査した95私立大学等(63大学、32短期大学)のうち、平成12年度において、13学科(8短期大学)について収容定員充足率に係る特例措置による一般補助を交付。しかし、これら13学科のうち、平成13年度において、継続して一般補助の交付を受けている6学科(4校)については、収容定員充足率の改善は見られずむしろ悪化しており、一般補助を継続して特例交付する合理性に欠ける。</p> <p>2 学校法人の運営状況</p> <p>(1) 理事会及び評議員会の運営の適正化 (勧告)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>学校法人に対し、次の事項について指導する必要がある。</p> <p>理事会及び評議員会の運営については、寄附行為の規定に沿って、適正に行うこと。</p> <p>理事長、監事及び評議員の選任等については、私立学校法等の規定に沿って適正に行うこと。</p> </div> <p>(説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校法人の業務は、私立学校法第36条に基づき、寄附行為に別段の定めがないときは、理事の過半数をもって決すること、また、同法第41条に基づき、評議員会を置くことが義務付けられ、理事長は、同法第42条に基づき予算、借入金及び重要資産の処分に関する事項等について、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならないが、寄附行為をもって評議員会の議決を要するものとするができる。</li> <li>・ 監事は、同法第37条第4項に基づき、学校法人の財産の状況、理事の業務執行の状況を監査することなどとされており、理事又は学校法人の職員を兼ねることが禁止</li> </ul>	<p>のについては、収容定員充足率に改善が見られなくても継続して一般補助の交付対象としていたが、私学事業団に対し、平成15年度以降の配分においては、当該特例措置の継続期間について3年間を上限とするよう指導</p> <p>私学事業団は、「平成15年度私立大学等経常費補助金取扱要領」(私学事業団理事長裁定)を改正し、収容定員充足率に関する不交付要件の特例措置の継続期間について3年間を上限とすることを明記</p> <p>平成15年1月23日に実施した私立大学等の事務局長等を対象とした「学校法人の運営等に関する協議会」において、勧告の概要を資料として配布し、理事会及び評議員会の運営の適正化について指導</p> <p>また、各学校法人に対して、今後とも以下のような機会を通じて個別に指導する予定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>) 大学、学部、学科、大学院等の設置認可申請があった場合の面接審査及び実地調査</li> <li>) 大学、学部、学科、大学院等の設置認可後、完成年度(最初の卒業生を輩出する年度)を迎える年度の実地調査</li> <li>) 学校法人運営調査委員による学校法人実地調査</li> <li>) )以外の寄附行為変更認可申請があった場合の審査</li> <li>) その他必要に応じて</li> </ul> <p>平成15年度に実施した大学、学部、学科、大学院等の設置認可申請に係る面接審査・実地審査(132法人)、完成年度を迎える年度の実地調査(26法人)及び学校法人運営調査委員による学校法人実地調査(50法人)等において、勧告を踏まえ、監事と評議員の兼務の有無や議事録作成・備え付けの状況等、勧告に沿った調査事項を設け、必要な指導・助言を個別に行った。</p>

主 な 勧 告 事 項	文部科学省が講じた改善措置状況
<p>調査した 87 学校法人において、次のとおり、不適正な例あり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>) 理事会の議決を経ず、また、評議員会の意見を聞かずに基本金の組入れ又は借入れが行われているもの( 2 法人 )</li> <li>) 理事会の議決を経ることなく基本金の組入れ又は借入れが行われているもの( 2 法人 )</li> <li>) 諮問機関とされている評議員会の事前の意見を聞くことなしに、理事会において補正予算等について議決が行われているもの( 2 法人 )</li> <li>) 諮問機関とされている評議員会を、理事会が議決した後に開催しているもの( 10 法人 )</li> <li>) 評議員会が議決機関とされているながら理事会の前に開催しているなど、実質的に諮問機関となっているもの( 1 法人 )</li> <li>) 監事が議決機関である評議員会の評議員を兼ねているもの( 1 法人 )</li> <li>) 寄附行為の規定に反して評議員を職員から選任しているもの( 1 法人 )</li> </ul> <p>(2) 第 2 号基本金組入れの適正化 ( 勧 告 )</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>学校法人に対し、不適正な第 2 号基本金組入れの具体例を紹介するなど、第 2 号基本金の組入計画に基づく組入れを適正に行わせるための指導の徹底を図ること。</p> </div> <p>( 説 明 )</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校法人は、学校法人会計基準(昭和 46 年文部省令第 18 号)第 16 条に基づき、あらかじめ帰属収入(学生等納付金、補助金等の学校法人の負債とならない収入)から将来固定資産を取得するための資金を第 2 号基本金として組入れ</li> <li>・ 文部科学省は、高等教育局長通知(昭和 62 年 8 月)により、学校法人に対し、高額な固定資産の取得に係る基本金組入れは、組入計画に従って年次的・段階的に行うこと、収入超過状況のいかんによるその都度の組入予定額の変更はしないこと、組入計画は、理事会及び評議員会(議決機関である場合)で決定すること等を指導</li> </ul> <p>調査した 61 学校法人(50 大学法人及び 11 短期大学法人)における平成 12 年度の第 2 号基本金の組入状況をみると、計 150 の組入計画が設定。</p>	<p>第 2 号基本金の組入れに当たっては、組入計画をたて、それに従って年次的・段階的に行う必要があることを、「会計基準の一部改正について」(昭和 62 年 8 月 31 日付け文高法第 232 号文部省高等教育局長通知)において従来より指導しているところであるが、平成 15 年 1 月 23 日に実施した「学校法人の運営等に関する協議会」及び同年 3 月 6 日に実施した「学校法人経理事務担当者研修会」において、勧告の概要を資料として配布するとともに、不適正な事例を示し、第 2 号基本金組入れの適正化について指導</p> <p>平成 15 年 9 月 25 日に実施した「学校法人経理事務担当者研修会」及び 16 年 1 月 22 日に実施した「学校法人の運営等に関する協議会」において、適正な会計処理の実施について指導</p> <p>また、平成 15 年度に実施した学校法人運営調査委員による学校法人実地調査(50 法人)において、第 2 号基本金の組入処理を組入計画に基づき適正に行うことについて個別に指導</p>

主 な 勧 告 事 項	文部科学省が講じた改善措置状況
<p>このうち 15 法人の 28 組入計画に基づく組入れについて、次のとおり、高等教育局長通知に反する不適正な例あり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>）組入計画で予定していた固定資産の取得の見通しが立っていないもの、及び組入計画が何回も変更され、計画の実現の確実性に疑問のあるもの（11 法人 24 組入計画）</li> <li>）前年度決算見込みにより基本金の組入額を増額又は減額しているもの（2 法人 2 組入計画）</li> <li>）組入計画の変更に当たり、議決機関である理事会又は評議員会の決定を経ず、組入れ実施後に変更の決定手続きを行っているもの（2 法人 2 組入計画）</li> </ul> <p>3 財務状況の公開及び自己点検・評価等の実施状況</p> <p>(1) 私立大学等における財務状況の公開の推進</p> <p>(勧 告)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>文部科学省は、次の措置を講じる必要がある。</p> <p>財務状況の公開の内容、実施方法、対象者等についての具体的な指針を作成し、学校法人に提示すること。特に、公開の実施方法については、インターネットの積極的活用留意すること。</p> <p>学校法人の財務状況の公開について、その徹底を図るため、法定化を含めた方策の在り方を検討すること。</p> </div> <p>(説 明)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「規制緩和推進3か年計画(再改定)」(平成12年3月31日閣議決定)において、学校法人の財務状況に関する情報の公表を促進することを、また、「規制改革推進3か年計画(改定)」(平成14年3月29日閣議決定)において、平成14年度中に財務状況の公開のための具体的な内容や方法等について結論を得て、可能なものから順次実施することを明記</li> <li>・ 文部科学省は、私立大学等の事務局長等を対象とした学校法人の運営等に関する協議会(年1回)等の場において財務状況の公開について積極的な対応を要請。また、毎年、財務状況の公開に関する調査を実施し、その結果を公表するなどにより財務状況の一層の公開を推進</li> </ul>	<p>学校法人に対し、「学校法人の財務状況の公開の推進等について」(平成15年3月27日付け14文科高第903号文部科学省高等教育局私学部長通知)を発送し、平成14年度の学校法人の財務の公開状況、公開方法(インターネットのホームページ等の活用を含む。)公開している財務書類の種類等を具体的に提示した上、現在非公開の学校法人は早急に公開に向けた取組を行うとともに、公開している学校法人についてもその方法や内容を見直し、改善を図るよう指導</p> <p>なお、財務状況の公開が未実施の学校法人に対しては、平成14年度から、私立大学等経常費補助金の一般補助の配分において、減額調整</p> <p>文部科学大臣所轄である大学法人等に対し、『平成15年度学校法人の財務の公開状況に関する調査結果』について』(平成16年3月26日付け15高私参第10号文部科学省高等教育局私学部参事官通知)を発送し、平成15年度の学校法人の財務の公開状況、公開方法(インターネットのホームページ等の活用を含む。)公開している財務書類の種類等を具体的に提示し、より一層積極的な財務情報の公開への対応を促した。</p>

主 な 勧 告 事 項	文部科学省が講じた改善措置状況
<p>調査した 87 学校法人のうち、財務状況の公開を未実施のもの 5 法人( 3 大学法人、2 短期大学法人 )</p> <p>公開を行っている 82 法人 ( 65 大学法人、17 短期大学法人 ) の公開状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公開方法 ( 複数回答 ): ( ) 申出があった場合に閲覧をさせているもの 64 法人 ( うち公開方法を閲覧に限定しているもの 11 法人 ) ( ) 学内報等の刊行物に掲載しているもの 58 法人、 ( ) インターネットのホームページに掲載しているもの 12 法人など</li> <li>公開対象者: ( ) 教職員に限定 18 法人、 ( ) 教職員、在学生及びその保護者 21 法人、 ( ) 大学等関係者に限らず広く国民一般 37 法人、 ( ) その他 6 法人</li> <li>公開内容: ( ) 会計基準上作成することとされている資金収支計算書、消費収支計算書及び貸借対照表の 3 書類 ( 概要を含む。 ) 71 法人、 ( ) 3 書類のうち 2 書類 5 法人、 ( ) 3 書類のうち 1 書類 6 法人</li> </ul> <p>一方、学校法人と同様に公益性を有する社会福祉法人、特定非営利活動法人 ( いわゆる N P O 法人 ) 、公益法人等においては、財務状況の公開について積極的な取組 ( 社会福祉法人及び特定非営利活動法人については、法律上明記あり )</p> <p>(2) 私立大学等における自己点検・評価等の推進 ( 勧 告 )</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>私立大学等に対し、自己点検・評価及びその結果の学外者による検証を適切に実施するよう指導の徹底を図ること。</p> <p>今後導入が予定されている第三者による継続的な認証評価制度や国立大学における自己点検・評価の実施状況との関係に留意しつつ、私立大学等における自己点検・評価の一層の進展・充実を図るため、自己点検・評価の実施方法、結果の公表方法、学外者による検証方法、実施周期等について、各大学等における推奨される取組状況を積極的に提示するなど、必要な環境整備に積極的に取り組むこと。</p> </div>	<p>また、平成 16 年に私立学校法 ( 昭和 24 年法律第 270 号 ) が改正され、学校法人において、毎会計年度終了後 2 か月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成するとともに、これらの書類と監事による監査報告書を備えて置き、在学者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、閲覧に供しなければならないこととされた。</p> <p>なお、私立大学等経常費補助金の一般補助の配分において、減額調整を受けた私立大学等は、平成 14 年度 75 校、15 年度 28 校</p> <p>現在、大学設置・学校法人審議会学校法人分科会に小委員会を設け、財務状況の公開の在り方について検討しているところであり、その検討結果を踏まえ、財務状況の公開を法的に義務付けることを含め、更なる公開方策について検討する予定</p> <p>平成 15 年 10 月 10 日の大学設置・学校法人審議会学校法人分科会の小委員会報告を受け、第 159 回通常国会に、財務書類の公開の義務化に関する内容を含む私立学校法の一部を改正する法律案を提出し、成立 ( 平成 16 年 5 月 12 日公布、平成 16 年法律第 42 号 )</p> <p>平成 15 年 1 月 23 日に実施した「学校法人の運営等に関する協議会」において、自己点検・評価等の実施について、以下のとおり指導</p> <p>勧告の概要を資料として配布した上で、私立大学等における自己点検・評価等の実施状況を踏まえ、その改善が求められていることを指摘し、今後とも各大学において更なる取組の充実を図るよう指導</p> <p>学校教育法の一部を改正する法律 ( 平成 14 年法律第 118 号 ) により、自己点検・評価の実施と結果の公表が法律上位置付けられたことを説明するとともに、各大学で公表方法についても検討するよう指導。また、</p>

主 な 勧 告 事 項	文部科学省が講じた改善措置状況
<p>(説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)及び短期大学設置基準(昭和50年文部省令第21号)において、教育研究活動等の状況について自己点検・評価を行い、その結果を公表すること、自己点検・評価の結果について学外者による検証を行うよう努めることが規定(平成11年に設置基準を改正)</li> <li>平成9年12月の大学審議会答申(「高等教育の一層の改善について」)等において、評価項目として教育理念・目標の設定、カリキュラムの編成、教育指導の在り方、教授方法の工夫等を列記調査した95私立大学等のうち、自己点検・評価を未実施のもの4大学等(2大学、2短期大学)</li> </ul> <p>自己点検・評価を実施している91大学等のうち、学生による授業評価アンケートや教員による自らの教授方法等に関するアンケートにとどまっているもの4大学等(2大学、2短期大学)</p> <p>自己点検・評価を実施している91大学等のうち、その結果を未公表のもの19大学等(12大学、7短期大学)</p> <p>自己点検・評価結果を公表している72大学等のうち、インターネットのホームページに掲載しているもの5大学等(4大学、1短期大学)。他の大学等は、自己点検・評価結果報告書を文部科学省や他大学等に送付</p> <p>学外者による検証規定が設けられた平成11年9月以降自己点検・評価結果報告書を作成している58大学等(38大学、20短期大学)のうち、学外者による検証が未実施のもの46大学等(79パーセント)</p>	<p>各大学等における推奨される取組状況についても提示</p> <p>平成14年の学校教育法(昭和22年法律第26号)の改正により、16年4月から認証評価制度が導入され、すべての大学は、定期的に第三者評価機関により、各大学の自己点検・評価の結果の分析等による評価を受けることとされた。</p> <p>自己点検・評価等の徹底を含め認証評価制度を適切に実施するため、「学校教育法の一部を改正する法律の施行について」(平成15年3月31日付け15文科高第162号文部科学事務次官通知)、「学校教育法施行規則の一部改正する省令等の施行について」(平成16年3月12日付け15文科高第903号文部科学省高等教育局長通知)を通知するなどして各大学に周知</p> <p>また、平成16年1月22日に実施した「学校法人の運営等に関する協議会」において、私立大学等に対し、自己点検・評価等の徹底を含め認証評価制度が適切に実施されるよう指導</p> <p>各大学が行う自己点検・評価に関しては、平成16年3月23日に公表した「大学における教育内容等の改革状況について」の中で、各大学等における推奨される具体的な取組状況の事例を提示</p> <p>なお、自己点検・評価及びその結果の公表が、当該年度を含め過去5年間未実施の私立大学等に対しては、平成14年度から、私立大学等経常費補助金の一般補助の配分において減額調整を実施</p> <p>なお、私立大学等経常費補助金の一般補助の配分において減額調整を受けた私立大学等は、平成14年度129校、15年度85校であった。引き続き、私立大学等の自己点検・評価の実施状況に応じ、適切な配分を行っていくこととしている。</p>

主 な 勧 告 事 項	文部科学省が講じた改善措置状況
<p>4 視学委員の任命・活動状況等 (勧告)</p> <p>視学委員制度の合理化を図る観点から、長期にわたり視学委員が任命されておらず、休眠状態になっている分野については廃止する必要がある。また、視学委員制度については、平成 15 年度に施行される違法状態の大学に対する是正措置と 16 年度に創設される第三者による認証評価制度との関連を踏まえ、その在り方を抜本的に見直す必要がある。</p> <p>(説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非常勤の国家公務員としての視学委員(定数 210 人以内)は、文部科学省組織規則(平成 13 年文部科学省令第 1 号)第 45 条、視学委員規程(昭和 30 年 4 月 4 日文部大臣裁定)等に基づき設置されており、国立大学、公立大学及び私立大学等の完成年度以降(最初の卒業生を輩出する年度以降)において、教育研究組織、教員組織、教育課程、施設、設備等について実地視察を行い、専門的・技術的な立場から各大学の理念・目的に沿った特色ある教育研究活動の実施に資するための指導及び助言を実施</li> </ul> <p>平成 13 年度における視学委員の任命・活動状況等を調査した結果、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>) 大学については、10 種類の分野で 121 名が任命されているが、一般教育視学委員、獣医学視学委員、教員養成視学委員、家政学視学委員、芸術視学委員及び体育学視学委員の 6 種類の分野では 5 年以上の長期にわたり委員が任命されておらず休眠状態</li> <li>) 短期大学視学委員(看護学、保健学分野を除く。)及び高等専門学校視学委員についても委員が任命されていない。</li> </ul>	<p>一般教育、獣医学、教員養成、家政学、芸術及び体育の 6 分野の視学委員、短期大学視学委員及び高等専門学校視学委員については、長期にわたり委員が任命されていない状況であるが、これは分野としての必要性は依然あるものの、当該分野の大学数が僅少<sup>きんしょう</sup>あるいは減少し、必ずしも毎年度は視察を行う必要がないことによるもの。他方、近年では、多くの学際的<sup>がくさいてき</sup>分野に係る学部等が誕生しており、従来そのままの視学委員の区分に必ずしも位置付けられないものが出ている。現在、これらを総合的に勘案し、長期にわたり委員が任命されていない分野の視学委員は廃止し、同時に、これに代替するものとして、引き続き存置する分野以外についても不定期に視学委員を設けることができるような仕組みを新たに整備するなどの合理化について検討中</p> <p>また、視学委員の在り方については、来年度から施行される認証評価制度の運用の定着状況を見つつ、是正措置との関連を踏まえ、検討する予定</p> <p>長期にわたり委員が任命されておらず、休眠状態となっている分野の視学委員を廃止するとともに、視学委員を分野別に発令する仕組みについても改め、時宜に応じた柔軟な視学委員の編制を可能とするため、「視学委員規程」(昭和30年4月4日付け文大庶第175号文部科学大臣裁定)の改正を準備中である。本件については、今後、平成16年内に改正に着手することを予定しており、適切な名称についての検討も併せて行うこととしている。</p> <p>従来は大学の教育面での法令違反状態や運営の不適切さを指摘することを中心的業務としていた視学委員の在り方を抜本的に見直し、今後は、大学教授等の幅広い専門家の協力を得つつ、広く一般に紹介すべき教育・研究上の先進的・意欲的な取組を発掘する方向に活用することとしたい。</p> <p>同時に、実地視察対象大学についても、従来はすべての大学を数年間かけて実施することとしていたが、今後は特に実地に視察すべきと判断される大学に絞って実施するよう見直すこととしたい。</p>

主 な 勧 告 事 項	文部科学省が講じた改善措置状況
<p>5 申請者負担の状況 (勧告)</p> <p>申請者負担の軽減をより一層図る観点から、次の措置を講じる必要がある。</p> <p>寄附行為変更認可申請につき、「不動産の権利の所属についての登記所の証明書類等」である不動産登記簿謄本の添付を省略するなど、添付書類を見直すこと。</p> <p>大学院の研究科の専攻に係る収容定員の変更について、新たな専攻の設置協議と減員に伴う学則変更届出を同時に行えるようにし、重複する添付書類の省略を図ること。</p> <p>私立大学等からの相談に基づいて個別事情の斟酌により弾力化を認めた事項等については、可能な限り関係規定等を見直すなどその普遍化を図ること。また、認可等規制事務の取扱いの変更については、文部科学省のインターネットのホームページに掲載するなどにより、早期にその周知を図ること。</p> <p>(説明)</p> <p>・ 学校法人の寄附行為等の認可の申請等に係る添付書類については、私立学校法施行規則(昭和25年文部省令第12号)「学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等(平成6年文部省告示第117号)等により規定されている。</p>	<p>平成15年3月31日、私立学校法施行規則(昭和25年文部省令第12号)の一部を改正し、16年度に開設する大学等の設置に係る寄附行為変更認可申請から、「不動産の権利の所属についての登記所の証明書類等」の添付は不要とした。</p> <p>各学校法人等に対し、「私立大学等の学長変更及び公私立大学等の学則変更等の届出について」(平成15年4月15日付け15文科高第46号文部科学省高等教育局長通知)を発出し、平成16年度から大学院の新たな専攻の設置に伴い既設の専攻の収容定員減が行われる場合には、設置の申請書に減員する旨を記載することとし、別に減員の手続を行う必要がないことを周知</p> <p>平成15年3月31日、「学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等」(平成6年文部省告示第117号)の一部を改正するとともに、従前の取扱いを改めた「大学の設置等の認可申請に係る書類の様式及び提出部数」(平成15年文部科学省告示第54号)の制定により、重複する添付書類や校地の写真等については省略できる趣旨を明記し、簡素化、普遍化を図った。</p> <p>また、今回の設置認可事務の改正の概要等については、平成15年3月に実施した各学校法人等に対する「大学設置認可関係説明会」において周知したところであるが、更に今後は、改正された告示を当省のホームページに掲載することなども検討中</p> <p>勧告を踏まえ、「私立大学等の設置に係る寄附行為(変更)認可申請書の作成の手引き」(平成15年3月)を作成し、学校法人に配布するなど、認可申請手続きを明確化</p> <p>また、平成16年3月に行った校舎の自己所有要件の緩和等に伴う審査基準、添付書類の改正については、パブリック・コメントを実施し、広く改正案を示すとともに、改正後の審査基準、添付書類については、勧告を踏まえ、学校法人への通知、文部科学省のホームページへの掲載など早期に周知</p>